

告示

埼玉県告示第三百四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

戸田市美女木六丁目

四 作業期間

令和元年六月二十一日から令和二年二月十七日まで